|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　０２  　　第1章・第2章 | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

▶第1章　天皇

第1条【天皇の地位・国民主権】天皇は，日本国の(　１　)であり日本国民統合の(　１　)であつて，この地位は，(　２　)の存する日本国民の総意にく。

第2条【皇位の】皇位は，(　３　)のものであつて，国会の議決した(　４　)の定めるところにより，これを継承する。

第3条【天皇の国事に対する内閣の助言と】天皇の(　５　)に関するすべての行為には，(　６　)の助言と承認を必要とし，(　６　)が，その責任を負ふ。

第4条【天皇の権能の限界，天皇の国事の委任】

1. 天皇は，この憲法の定める(　７　)に関する行為のみを行ひ，(　８　)に関する権能を有しない。
2. 天皇は，法律の定めるところにより，その(　７　)に関する行為を(　９　)することができる。

第5条【】(　10　)の定めるところにより摂政を置くときは，摂政は，天皇の名でその(　11　)に関するを行ふ。この場合には，前条第1の規定を準用する。

第6条【天皇の任命権】

1. 天皇は，国会の指名にいて，(　12　)を任命する。
2. 天皇は，(　13　)の指名に基いて，(　14　)の長たる裁判官を任命する。

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

　　　　　　　　　　　第7条【天皇の国事】天皇は，内閣の(　15　)とにより，国民のために，左の(　16　)に関する行為を行ふ。

１　憲法改正，法律，政令及び条約を(　17　)すること。

２　国会を(　18　)すること。

３　衆議院を(　19　)すること。

４　国会議員の総選挙のを(　20　)すること。

５　国務大臣及び法律の定めるその他のの(　21　)並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を(　22　)すること。

６　，特赦，，刑のの及び復権を(　22　)すること。

７　(　23　)をすること。

８　書及び法律の定めるその他の外交文書を(　22　)すること。

９　外国の大使及び公使を(　24　)すること。

10　(　25　)を行ふこと。

第8条【皇室の財産授受】皇室に財産をり渡し，は皇室が，財産を譲り受け，しくはすることは，(　26　)の議決にかなければならない。

▶第2章　戦争の

第9条【戦争，戦力の不保持及び交戦権の】

1. 日本国民は，正義とを基調とする(　27　)を誠実に希求し，(　28　)の発動たる戦争と，(　29　)によるは(　29　)の行使は，国際を解決する手段としては，永久にこれを放棄する。
2. の目的を達するため，陸海空軍その他の(　30　)は，これを保持しない。国の(　31　)権は，これを認めない。